

報告第11号

専決処分の報告について

令和5年（2023年）7月28日午後8時31分頃、城陽市平川指月20番地において発生した消防本部警防課職員運転のポンプ車による交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年12月5日報告

（2023年）

城陽市長 奥田敏晴

専 決 処 分 書

交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年10月19日専決
(2023年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

交通事故に伴う損害賠償額の決定について

市は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条による交通事故の損害賠償額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

金、110,000円

2 損害賠償の相手方

城陽市在住者

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

国家賠償法（抜粋）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 略

参考資料

1 事故の概要

令和5年（2023年）7月28日午後8時31分頃、城陽市平川指月20番地付近において、消防本部警防課職員がポンプ車で救急支援のために現場へ向かっていた際、市道113号線を南進し、市道125号線へ右折進入するため、車両の切り返しを行ったところ、車両左側後部がブロック塀と接触し、当該車両及びブロック塀が損傷した。

2 事故後の対応

ブロック塀所有者に連絡するとともに城陽警察署に事故報告を行い、現場検証に立ち会った。

3 損害の程度

- ①相手方 ブロック塀の損傷
- ②当 方 車両左側後部の損傷

4 相手方との示談経過

公益社団法人全国市有物件災害共済会を通して示談に向けた協議を行い、令和5年（2023年）10月19日に示談を締結した。

参考資料

付近見取図

